

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第105号

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 事業活動に関する地球温暖化対策等（第4条－第8条）
- 第3章 自動車使用に関する地球温暖化対策（第9条－第11条）
- 第4章 機械器具に係る地球温暖化対策（第12条－第14条）
- 第5章 建築物に関する地球温暖化対策（第15条－第20条）
- 第6章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策（第21条－第25条）
- 第7章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）
第1条 この規則は、北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第2条 この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。（再生可能エネルギー）

第3条 条例第2条第5号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽熱
- (2) 雪氷
- (3) その他知事が定めるもの

第2章 事業活動に関する地球温暖化対策等

（特定事業者）

第4条 条例第13条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第7条第3項に規定する特定事業者であって、当該特定事業者が道内に有するすべての工場、事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）の原油換算エネルギー使用量（前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に規定する方法により原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。）の合計が1,500キロリットル以上であるもの
- (2) 省エネルギー法第19条第2項に規定する特定連鎖化事業者であって、当該特定連鎖化事業者が道内に有するすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同条第1項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）の加盟する者が設置している当該

目次

規 則

- 北海道地球温暖化防止対策条例の施行期日を定める規則……………（環境政策課） 35
- 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則……………（環境政策課） 35
- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課） 44

告 示

- 土地改良事業計画の変更の認可……………（農業支援課） 45
- 土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課） 45
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 45
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 45
- 道路の供用の開始……………（道路課） 45

支庁告示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 45

道労働委員会告示

- 北海道労働委員会あっせん員候補者…………… 48

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 49

規 則

北海道地球温暖化防止対策条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年12月22日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第104号

北海道地球温暖化防止対策条例の施行期日を定める規則

北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）の施行期日は、平成22年3月1日とする。

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則をここに公布する。

平成21年12月22日

連鎖化事業に係るすべての工場等の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上であるもの

- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により使用の本拠の位置を道内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の数が200台以上であること。

イ 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数が200台以上であること。

ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数が350台以上であること。

- (4) 道内において地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「温暖化対策推進法施行令」という。）第5条第6号から第11号までに規定する事業活動を行う者（前年度の4月1日における常時使用する従業員の数が21人以上である者に限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 温暖化対策推進法施行令別表第7の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の使用に伴って発生するものを除く。）の道内における前年度の排出量に1を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの

イ 温暖化対策推進法施行令別表第8の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの道内における前年度の排出量に21を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの

ウ 温暖化対策推進法施行令別表第9の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の道内における前年度の排出量に310を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの

エ 温暖化対策推進法施行令別表第10の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるハイドロフルオロカーボンの道内における前年の1月1日から12月31日までの期間の排出量に温暖化対策推進法施行令第4条第4号から第16号までに掲げるハイドロ

フルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第4号から第16号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が3,000トン以上であるもの

オ 温暖化対策推進法施行令別表第11の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるパーフルオロカーボンの道内における前年の1月1日から12月31日までの期間の排出量に温暖化対策推進法施行令第4条第17号から第23号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第17号から第23号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が3,000トン以上であるもの

カ 温暖化対策推進法施行令別表第12の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふっ化硫黄の道内における前年の1月1日から12月31日までの期間の排出量に2万3,900を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの

（事業者温室効果ガス削減等計画書の提出）

第5条 条例第13条第1項の規則で定める期間は、事業者温室効果ガス削減等計画書を提出する日の属する年度を初年度とする3年間（以下「計画期間」という。）とする。

2 条例第13条第1項又は第3項の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書の提出は、計画期間の初年度の7月末日までに別記第1号様式の事業者温室効果ガス削減等計画書により行うものとする。

（事業者温室効果ガス削減等計画書の記載事項）

第6条 条例第13条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の概要
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位（温室効果ガスの排出の量を生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。）を設定する場合にあっては、温室効果ガス排出原単位、当該原単位に用いた指標及び当該指標の設定方法
- (3) 計画期間
- (4) 条例第13条第2項第3号に規定する措置の実施時期
- (5) 条例第13条第2項第3号に規定する措置以外の地球温暖化の防止を図るために講ずる措置及びその実施時期

（変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出）

第7条 条例第13条第4項の規定による変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出は、変更後速やかに別記第1号様式の事業者温室効果ガス削減等計画書により行うものとする。

（事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の提出）

第8条 条例第14条の規定による事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書の提出は、計画期間の各年度の温室効果ガスの排出の状況について、措置を実施した翌年度の12月末日までに別記第2号様式の事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書により行うものとする。

第3章 自動車使用に関する地球温暖化対策

(アイドリング・ストップを要しない場合)

第9条 条例第20条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車等を停止する場合その他同法の規定に基づき自動車等を停止する場合
- (2) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車が当該緊急用務のために使用されている場合
- (3) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車等を停止する場合
- (4) 自動車等の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置(自動車の運転者室又は客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合
- (5) 人の乗降のために自動車等を停止する場合
- (6) その他やむを得ないと認められる場合

(特定駐車場等)

第10条 条例第20条第3項の規則で定める規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートルとする。

2 条例第20条第3項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法によるものとする。

- (1) 看板の設置
- (2) ポスター等の掲示
- (3) その他効果があると認められる周知の方法

(地球温暖化防止性能情報)

第11条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) エネルギー消費効率(省エネルギー法第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいう。)
- (2) エアコンディショナーの冷媒の種類及びその使用量
- (3) リサイクルに関する情報
- (4) その他知事が別に定めるもの

第4章 機械器具に係る地球温暖化対策

(特定機械器具)

第12条 条例第23条第1項の規則で定めるものは、省エネルギー法第77条に規定する製造事業者等であって、その製造又は輸入に係る特定機械器具の生産量又は輸入量がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネルギー法施行令」という。)第22条に規定する要件に該当するものが製造し、又は輸入するものうち、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー(省エネルギー法施行令第21条第2号に規定するエアコンディ

ショナーであって、直吹き形で壁掛け形のをいう。以下同じ。)

- (2) テレビジョン受信機(省エネルギー法施行令第21条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。)

- (3) 電気冷蔵庫(省エネルギー法施行令第21条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。)

- (4) ストープ(省エネルギー法施行令第21条第12号に規定するストープをいう。)

(特定機械器具の台数)

第13条 条例第23条第1項の規則で定める台数は、前条各号に掲げる特定機械器具の区分ごとにそれぞれ5台とする。

(省エネルギー性能情報)

第14条 条例第23条第1項の規則で定める省エネルギー性能情報は、次の各号に掲げる特定機械器具の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) エアコンディショナー エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置(平成18年経済産業省告示第258号。以下「経済産業省告示」という。)

1-1のイからハまでに掲げる事項

- (2) テレビジョン受信機 経済産業省告示3-1のイからハまでに掲げる事項

- (3) 電気冷蔵庫 経済産業省告示7-1のイからハまでに掲げる事項

- (4) ストープ 経済産業省告示9-1に規定する省エネルギーラベル

第5章 建築物に関する地球温暖化対策

(特定建築物の規模等)

第15条 条例第25条第1項第1号の規則で定める建築物の規模は、床面積の合計が2,000平方メートルであることとする。

2 条例第25条第1項第1号の規則で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルであること又は当該床面積の合計が当該改築に係る特定建築物の床面積の合計の2分の1であることとする。

3 条例第25条第1項第2号の規則で定める規模は、増築に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートルであることとする。

4 条例第25条第1項第3号の規則で定める規模は、修繕若しくは模様替に係る部分の面積の合計が2,000平方メートルであること又は面積の合計が2,000平方メートルに満たない修繕若しくは模様替であって次の各号に掲げるものについて当該各号に定める規模であることとする。

- (1) 特定建築物の直接外気に接する屋根(これに設ける窓その他の開口部を含む。)について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の2分の1

- (2) 特定建築物の直接外気に接する壁(これに設ける窓その他の開口部を含む。)について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁(当該特定建築物の敷地境界線(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に

接する部分を除く。)からの水平距離が1.5メートル以下の部分を除く。)の面積の合計の2分の1

- (3) 特定建築物の直接外気に接する床（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の2分の1

（空調設備等）

第16条 条例第25条第1項第4号の規則で定める建築設備は、次に掲げる建築設備とする。

- (1) 空調設備
- (2) 空調設備以外の機械換気設備
- (3) 照明設備
- (4) 給湯設備
- (5) 昇降機

2 条例第25条第1項第5号の規則で定める改修は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める改修とする。

- (1) 空調設備 次のいずれかに該当する改修
 - ア 空調設備の熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 暖房のための熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - a 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が300キロワット以上のもの
 - b 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空調設備のすべての暖房のための熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの
 - (イ) 冷房のための熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - a 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が300キロワット以上のもの
 - b 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空調設備のすべての冷房のための熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの
 - イ 空調設備のポンプの取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 暖房のためのポンプの取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - a 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が900リットル毎分以上のもの
 - b 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空調設備のすべての暖房のためのポンプの定格流量の合計の2分の1以上のもの
 - (イ) 冷房のためのポンプの取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - a 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が900リットル毎分以上のもの
 - b 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空調設備のすべての冷房のためのポンプの定格流量の合計の2分の1以上のもの
 - ウ 空調設備の空調機と機との取替えであって、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 当該取替えに係る空調機と機との定格風量の合計が6万立方メートル毎時以上のもの

(イ) 当該取替えに係る空調機と機との定格風量の合計が当該空調設備のすべての空調機と機との定格風量の合計の2分の1以上のもの

(ウ) 当該特定建築物の一の階に設けられているすべての空調機と機との取替え

- (2) 空調設備以外の機械換気設備 機械換気設備の送風機と機との取替えであって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該取替えに係る送風機と機との定格出力の合計が5.5キロワット以上のもの

イ 当該取替えに係る送風機と機との定格出力の合計が当該機械換気設備のすべての送風機と機との定格出力の合計の2分の1以上のもの

- (3) 照明設備 照明設備の取替えであって、次のいずれかに該当するもの

ア 当該取替えに係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの

イ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が当該特定建築物の床面積の合計の2分の1以上のもの

ウ 当該特定建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え

- (4) 給湯設備 次のいずれかに該当する改修

ア 給湯設備の熱源機器の取替えであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が200キロワット以上のもの

(イ) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該給湯設備のすべての熱源機器の定格出力の合計の2分の1以上のもの

イ 給湯設備の配管の取替えであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該取替えに係る配管の長さの合計が500メートル以上のもの

(イ) 当該取替えに係る配管の長さの合計が当該給湯設備のすべての配管の長さの合計の2分の1以上のもの

- (5) 昇降機 2以上の昇降機の取替え

（建築物環境配慮計画書の提出）

第17条 条例第25条第1項又は第3項の規定による建築物環境配慮計画書の提出は、当該特定建築物の新築等に係る工事着手の予定日から起算して21日前までに別記第3号様式の建築物環境配慮計画書により行うものとする。

（建築物環境配慮計画書の記載事項）

第18条 条例第25条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該行為の種類
- (2) 工事着手の予定年月日
- (3) 工事完了の予定年月日

（変更後の建築物環境配慮計画書の提出）

第19条 条例第25条第4項の規定による変更後の建築物環境配慮計画書の提出は、変更後速やかに別記第3号様式の建築物環境配慮計画書により行うものとする。

（工事完了の届出）

第20条 条例第26条の規定による工事完了の届出は、当該工事の完了後15日以内に別記第4号様式の建築物工事完了届出書により行うものとする。

第6章 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策
(特定エネルギー供給事業者)

第21条 条例第29条第1項の規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者
- (2) 電気事業法第2条第1項第6号に規定する特定電気事業者
- (3) 電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者
(再生可能エネルギー計画書の提出)

第22条 条例第29条第1項の規則で定める期間は、再生可能エネルギー計画書を提出する日の属する年度の1年間とする。

2 条例第29条第1項又は第2項の規定による再生可能エネルギー計画書の提出は、毎年度6月1日までに別記第5号様式の再生可能エネルギー計画書により行うものとする。
(再生可能エネルギー計画書の記載事項)

第23条 条例第29条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) エネルギー供給事業者の概要
- (2) 条例第29条第1項第3号に規定する措置以外の地球温暖化防止を図るために講ずる措置
(変更後の再生可能エネルギー計画書の提出)

第24条 条例第29条第3項の規定による変更後の再生可能エネルギー計画書の提出は、変更後速やかに別記第5号様式の再生可能エネルギー計画書により行うものとする。
(再生可能エネルギー計画の達成状況等報告書の提出)

第25条 条例第30条の規定による再生可能エネルギー計画の達成状況等の報告書の提出は、前年度の再生可能エネルギー計画書に基づく措置の実施の状況について、毎年度6月1日までに別記第6号様式の再生可能エネルギー計画達成状況等報告書により行うものとする。

第7章 雑則
(知事への委任)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間においては、第4条第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネルギー法」という。）第7条第3項に規定する特定事業者」とあるのは「事業者」と、「当該特定事業者」とあるのは「当該事業者」と、同条第2号中「省エネルギー法第19条第2項に規定す

る特定連鎖化事業者」とあるのは「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条の2第2項に規定する連鎖化事業者」と、「当該特定連鎖化事業者」とあるのは「当該連鎖化事業者」と、「同条第1項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

3 平成22年度における事業者温室効果ガス削減等計画書の提出に係る第5条第2項の規定の適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「11月末日」とする。

4 この規則の施行の日から平成22年3月21日までの間に条例第25条第1項に規定する工事に着手しようとする者に対する第17条の規定の適用については、同条中「当該特定建築物の新築等に係る工事着手の予定日から起算して21日前までに」とあるのは、「この規則の施行の日以後、速やかに」とする。

別記第1号様式（第5条、第7条関係）

事業者温室効果ガス削減等計画書

年 月 日

北海道知事 様

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地球温暖化防止対策条例第13条第1項（第3項、第4項）の規定により、別紙のとおり提出します。

(別 紙)

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
事	事業者の主な業種
	商標又は商号

業 者 の 概 要	事業者の種類	<input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第4条第1号又は第2号に該当する事業者 (原油換算エネルギー使用量 <i>kl</i>) <input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第4条第3号に該当する事業者 (保有する自動車の種類及び台数 台) <input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第4条第4号に該当する事業者 (該当する温室効果ガスの種類) <input type="checkbox"/> その他の事業者
	事業の概要	
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量（基準年度）		t-CO ₂ (年度)
事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位		
原単位に用いた指標		
原単位に用いた指標の設定方法		
計画期間		年度 ～ 年度
温室効果ガスの排出の抑制を図るために講ずる措置の内容		
年度		
年度		
年度		

温室効果ガスの排出の抑制を図るために講ずる措置以外の地球温暖化の防止を図るために講ずる措置の内容	
年度	
年度	
年度	

- 注1 「事業者の種類」の欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 「商標又は商号」の欄は、連鎖化事業者のみ記入してください（複数の商号又は商標を用いる場合は、代表的なものを記入してください。）。
 3 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量」の欄には、基準年度の温室効果ガスの排出量を記入してください。
 なお、基準年度は、計画期間の初年度の前年度又は前々年度としてください（基準年度は、事業者が選択してください。）。
 4 「事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位」の欄には、基準年度の温室効果ガスについて、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガスの排出量を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。）を設定する場合に記入してください（温室効果ガス排出原単位を設定しない場合は、記入の必要はありません。）。

別記第2号様式（第8条関係）

事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書

年 月 日

北海道知事 様

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北海道地球温暖化防止対策条例第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

(別紙)

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）				
事業者の概要	事業者の主な業種			
	商標又は商号			
	事業者の種類	<input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第4条第1号又は第2号に該当する事業者 （原油換算エネルギー使用量 <i>kl</i> ） <input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第4条第3号に該当する事業者 （保有する自動車の種類及び台数 台） <input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第4条第4号に該当する事業者 （該当する温室効果ガスの種類） <input type="checkbox"/> その他の事業者		
	事業の概要			
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量（基準年度）		t-CO ₂ （ 年度）		
事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位				
温室効果ガスの排出の状況	温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量の対基準年度比	温室効果ガス排出原単位	温室効果ガス排出原単位の対基準年度比
	年度	t-CO ₂	%	%
	年度	t-CO ₂	%	%
	年度	t-CO ₂	%	%

温室効果ガスの排出の抑制を図るために講じた措置の内容

年度	
年度	
年度	

温室効果ガスの排出の抑制を図るために講ずる措置以外の地球温暖化の防止を図るために講じた措置の内容

年度	
年度	
年度	

- 注1 「事業者の種類」の欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
注2 「商標又は商号」の欄は、連鎖化事業者のみ記入してください（複数の商号又は商標を用いる場合は、代表的なものを記入してください。）。
注3 「事業活動に伴う温室効果ガス排出原単位」の欄には、基準年度の温室効果ガスについて、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガスの排出量を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。）を設定する場合に記入してください（温室効果ガス排出原単位を設定しない場合は、記入の必要はありません。）。

別記第3号様式（第17条、第19条関係）

建築物環境配慮計画書

年 月 日

北海道知事 様

住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

北海道地球温暖化防止対策条例第25条第1項（第3項、第4項）の規定により、別紙のとおり提出します。

(別 紙)

建築主等の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
建築主等の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
建築物の名称		
建築物の所在地		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第15条 <input type="checkbox"/> 第1項該当 <input type="checkbox"/> 第2項該当 <input type="checkbox"/> 第3項該当 <input type="checkbox"/> 第4項該当 <input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第16条 <input type="checkbox"/> 第1項該当 <input type="checkbox"/> 第2項該当 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <input type="checkbox"/> 空気調和設備 <input type="checkbox"/> 空気調和設備以外の機械換気設備 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 給湯設備 <input type="checkbox"/> 昇降機 </div> <input type="checkbox"/> その他の建築主等	
建築物の概	用途	<input type="checkbox"/> ホテル等 <input type="checkbox"/> 病院等 <input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等 <input type="checkbox"/> 事務所等 <input type="checkbox"/> 学校等 <input type="checkbox"/> 飲食店等 <input type="checkbox"/> 集会場等 <input type="checkbox"/> 工場等 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> その他()
	構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他()
	階数	地上 階 地下 階

要	高さ	m
	床面積の合計	m ² (該当行為部分 m ²)
工事着手予定年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資するための措置の内容		
空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用に資するための措置の内容		
熱の損失の防止及びエネルギーの効率的利用のための措置以外の地球温暖化防止に資するための措置の内容		

注1 「行為の種類」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 「建築物の概要」の「用途」欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
 3 「建築物の概要」の「構造」欄は、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、()内に具体的内容を記入してください。

別記第4号様式（第20条関係）

建 築 物 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

住所
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
 氏名 印
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

北海道地球温暖化防止対策条例第26条の規定により、別紙のとおり届け出ます。

(別紙)

建築主等の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
建築主等の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
建築物の名称	
建築物の所在地	
工事完了年月日	年 月 日

別記第5号様式（第22条、第24条関係）

再生可能エネルギー計画書

年 月 日

北海道知事様

住所
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名 印
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地球温暖化防止対策条例第29条第1項（第2項、第3項）の規定により、別紙のとおり提出します。

(別紙)

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	

エネルギー供給事業者の概要	事業者の主な業種	
	事業者の種類	<input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第21条第1号の一般電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第21条第2号の特定電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第21条第3号の特定規模電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> その他の事業者
	事業の概要	
エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大に関する目標	今年度エネルギー供給量	千 kwh・GJ
	今年度再生可能エネルギー利用量（目標）	千 kwh・GJ
	今年度再生可能エネルギー利用率（目標）	%
エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大に関する目標を達成するための基本方針		
エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大に関する目標を達成するための基本方針に基づき講ずる措置の内容		
エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大に関する目標を達成するための基本方針に基づき講ずる措置以外の地球温暖化防止を図る		

ために講ずる措置の内容	
-------------	--

注1 「事業者の種類」の欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 エネルギー供給量等の単位は、該当するものを○で囲んでください。
 3 今年度再生可能エネルギー利用量（目標）は、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第4条第1項に規定する「基準利用量」とすることができます。

別記第6号様式（第25条関係）
 再生可能エネルギー計画達成状況等報告書

年 月 日

北海道知事 様

住所
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名 印
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地球温暖化防止対策条例第30条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別 紙）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
エネルギー	事業者の主な業種	
	事業者の種類	<input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第21条第1号の一般電気事業者に該当する事業者

供給事業者の概要	事業の概要	<input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第21条第2号の特定電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則第21条第3号の特定規模電気事業者に該当する事業者 <input type="checkbox"/> その他の事業者	
	エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大に関する目標	再生可能エネルギー利用量	再生可能エネルギー利用率
	目標	千 kwh・GJ	%
	達成状況	千 kwh・GJ	%
エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大に関する目標を達成するための基本方針に基づき講じた措置の内容			
エネルギーの供給量に対する再生可能エネルギーの供給量の割合の拡大に関する目標を達成するための基本方針に基づき講じた措置以外の地球温暖化防止を図るために講じた措置の内容			

注1 「事業者の種類」の欄は、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 エネルギー利用量の単位は、該当するものを○で囲んでください。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第106号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
 北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改

正する。
第2条第2項の表第2号中「年1.15パーセント」を「年1.2パーセント」に、「年0.95パーセント」を「年1.0パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成21年10月22日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第818号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成21年12月11日、てしおがわ土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。
平成21年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第819号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、岩見沢市豊里北地区の換地計画を定めた。
その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成21年12月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成21年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第820号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成21年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|-------------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 沙流郡平取町字豊糠61の11、字芽生85の10 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| 3 | 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |

北海道告示第821号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成21年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 日高郡新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
新ひだか町（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成21年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 旭川芦別線 北海道札幌土木現業所	芦別市新城町198番2地先から同市新 城町1534番地先まで	平成21.12.28
道道 大野大中山線 北海道函館土木現業所	北斗市開発409番8地先から亀田郡七 飯町字中島162番1地先まで	同 21.12.22
道道 幕別帯広芽室線 北海道帯広土木現業所	帯広市西17条南6丁目6番2地先から 同市自由が丘1丁目1番1地先まで	同 21.12.24 午前11時

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第40号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年12月22日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）

ア パーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式 4台

イ パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 37台

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契約期間

ア 平成22年3月1日から平成25年2月28日まで

イ 平成22年3月1日から平成26年2月28日まで

ただし、ア及びイについては、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成21年12月22日から平成22年1月12日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成21年12月29日から同月31日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目北海道札幌土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成22年1月25日 午前10時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

イ 予定時期 平成21年12月ころ

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告 平成21年5月29日付け北海道石狩支庁告示第13号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30条）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

よる。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011-561-0383

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

- a. Lease of Personal Computer 4, Printer 1, Switching Hub 3, 1 set
b. Lease of Personal Computer 37, 1 set

B. Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., January, 25 2010

C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Sapporo
District Public Works Management Office, Hokkaido Government, Nishi 16-Chome, Minami
11-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 064-0811 Japan
Phone : 011-561-0383

北海道後志支庁告示第103号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係わる調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年12月22日

北海道後志支庁長 谷 本 辰 美

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 2台
(2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納 入 期 限 平成22年2月26日
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 期 間 平成21年12月22日（金）から平成22年1月15日（金）まで
（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成21年12月29日から同月31日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所3階会議室（送付による場合は、郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課）
(2) 入 札 日 時 平成22年2月2日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月1日（月）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名 称 及 び 数 量 電子計算機の購入 4台
(2) 予 定 時 期 平成22年2月ころ

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量140グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（otarudoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。

10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課
 - (2) 所 在 地 郵便番号 047-8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
電話番号 0134-25-2142

11 Summary

- A. Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer 2
- B. Bidding date and time : 1 : 30 P.M., February 2, 2010
(If mailed,bids must arrive no later than February 1, 2010)
- C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Otaru District Public Works Management Office, 1-Chome, Okusawa, Otaru, Hokkaido, 047-8639, Japan
Phone : 0134-25-2142

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条の規定により、北海道労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成21年12月22日

北海道労働委員会会長 道 幸 哲 也

氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日
どうこうてつなり 道 幸 哲 也	北海道労働委員会第38期会長 北海道大学大学院法学研究科教授	北海道大学法学部教授 北海道労働委員会第25～35期公益委員、第36～37期会長代理	平成20.12.1
といかわこういち 樋 川 恒 一	北海道労働委員会第38期会長代理 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第35～37期公益委員	同
なりたのりこ 成 田 教 子	北海道労働委員会第38期公益委員 弁 護 士	札幌弁護士会副会長 北海道労働委員会第36～37期公益委員	同
あさみず だし 浅 水 正	北海道労働委員会第38期公益委員 弁 護 士	北海道労働委員会第37期公益委員	同
いしぐろまさと 石 黒 匡 人	北海道労働委員会第38期公益委員 小樽商科大学商学部教授	小樽商科大学商学部助教授 北海道労働委員会第34～37期公益委員	同
のぐちみきお 野 口 幹 夫	北海道労働委員会第38期公益委員 弁 護 士	北海道労働委員会第35～37期公益委員	同
もとひさよういち 本 久 洋 一	北海道労働委員会第38期公益委員 小樽商科大学商学部教授	小樽商科大学商学部准教授 北海道労働委員会第36～37期公益委員	同
もり すみお 森 澄 男	北海道労働委員会第38期労働者委員 UIゼンセン同盟北海道支部支部長	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道労働委員会第36～37期労働者委員	同
はやし たけし	北海道労働委員会第38期労働者委員	情報産業労働組合連合会北海道協議会副議長	同

林 武 司	情報産業労働組合連合会北海道協議会事務局次長	北海道労働委員会第37期労働者委員	
いしやまかずあき 石 山 和 明	北海道労働委員会第38期労働者委員 太平工業室蘭労働組合相談役	太平工業室蘭労働組合組合長 北海道労働委員会第37期労働者委員	平成20.12. 1
わた べしゅういちろう 渡 部 正一郎	北海道労働委員会第38期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会渡島地域協議会顧問	日本労働組合総連合会北海道連合会渡島地域協議会会長	同
お ぐろしゅうじ 小 黒 修 司	北海道労働委員会第38期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会会長	全日本労働総同盟旭川地区同盟議長	同
さとうやすみつ 佐 藤 泰 光	北海道労働委員会第38期労働者委員 全日本運輸産業労働組合連合会北海道地方連合会執行委員長	全日通労働組合札幌支部執行委員長	同
お ぐら かなこ 小 倉 佳南子	北海道労働委員会第38期労働者委員 丸井今井労働組合組合員	丸井今井労働組合中央副執行委員長 北海道労働委員会第36～37期労働者委員	同
くりはらかつ のり 栗 原 勝 憲	北海道労働委員会第38期使用者委員 北海道経営者協会専務理事	北海道経営者協会理事・事務局長 北海道労働委員会第34～37期使用者委員	同
はしもとたかかず 橋 本 隆 一	北海道労働委員会第38期使用者委員 はしもと人事労政事務所代表	豊平製鋼株式会社常勤監査役 北海道労働委員会第34～37期使用者委員	同
の ぎきたか お 野 崎 隆 夫	北海道労働委員会第38期使用者委員 函館経営者協会参与	函館商工会議所理事・事務局長 北海道労働委員会第37期使用者委員	同
つ だ もりかず 津 田 守 一	北海道労働委員会第38期使用者委員 日本通運株式会社参与	北旺運輸株式会社代表取締役社長 北海道労働委員会第37期使用者委員	同
はす い けい こ 蓮 井 慶 子	北海道労働委員会第38期使用者委員 キャリアステップ研究所所長	株式会社早稲田セミナー札幌校校長 北海道労働委員会第36～37期使用者委員	同
か とう たかまさ 加 藤 高 正	北海道労働委員会第38期使用者委員 有限会社カトウヒューマンサポートオフィス代表取締役	加藤経営労務事務所代表 北海道労働委員会第37期使用者委員	同
お ぬ まて るあき 小 沼 輝 明	北海道労働委員会第38期使用者委員 北海道電力株式会社人事労務部部長	北海道電力株式会社人事労務部次長	同 21. 4.10
い とう よしかず 伊 藤 芳 和	北海道労働委員会事務局長	釧路支庁長	同 20. 4.11
は せ が わ ともみ 長谷川 具 視	北海道労働委員会事務局総務審査課長	北海道農政部農業経営局農業支援課参事	同
さ かが み たかゆき 坂 上 隆 行	北海道労働委員会事務局調整課長	北海道企画振興部地域振興・計画局統計課長	同 19. 6.11

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第344号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成21年12月22日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
A P R 形携帯用無線機マンロケータシステム用地図表示装置外1品目合計299点
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成21年10月22日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社
 - (2) 住 所 神奈川県横浜市港北区綱島東2丁目6番54号
- 4 随意契約に係る契約金額
149,067,660円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

正 誤

○平成21年12月15日（号外第34号）

北海道規則第102号（農地法施行細則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

17 右 17

誤 よる。

正 よる。この場合において、改正前の規則別記第37号様式その2中「第12条第2項」とあるのは、「第15条の2第2項」とする。